

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>原産地証明書の写しを可能とする改正内容は、十分な原産地証明書の真正性を確認することが保証できない。従前と同様に原産地証明書の原本で手続を行うべき。</p>	<p>原産地証明書等の写しによる申請であっても、①原本証明書の提出による原本の内容と相違ないことの証明、②インボイス、船荷証券等による原産地証明書等の写しの内容の確認、③万が一、原産地証明書等の真正性に疑義が生じた場合の原本の原産地証明書等の提出により、原産地証明書等の真正性は担保され则认为しております。</p> <p>今後とも、かへの事前確認制度を適切に運用してまいります。</p>